

平成29年第3回
城里町議会臨時会会議録 第1号

平成29年5月12日 午前10時03分開会

1. 出席議員（15名）

1番	藤 咲 芙美子 君	10番	小 林 祥 宏 君
2番	片 岡 藏 之 君	11番	南 條 治 君
3番	菌 部 一 君	12番	杉 山 清 君
5番	三 村 孝 信 君	13番	小松崎 三 夫 君
6番	河原井 大 介 君	14番	鯉 渕 秀 雄 君
7番	関 誠一郎 君	15番	根 本 正 典 君
8番	阿久津 則 男 君	16番	小 坪 孝 君
9番	桐 原 健 一 君		

1. 欠席議員

な し

1. 説明のため出席した者の職氏名

町 長	上遠野 修
まちづくり戦略課長	鯉 渕 弘 之
総 務 課 長	大 貫 忠 男
町 民 課 長	柳 橋 司 朗
財 務 課 長	大曾根 直 美
税 務 課 長	阿久津 忠 昭
健 康 保 険 課 長	高 堀 義 美
長 寿 応 援 課 長	加 藤 薫
福 祉 こ ど も 課 長	山 口 利 春
農 業 政 策 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	皆 川 尊 志
都 市 建 設 課 長	桧 山 正 春
下 水 道 課 長	山 崎 秀 樹
会計管理者（会計課長）	鈴 木 貴 司
水 道 課 長	河原井 明
教 育 委 員 会 事 務 局 長	五 町 義 徳

1. 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	阿久津 雅 志
主 任 書 記	松 崎 英 明
書 記	市 村 真 紀

1. 議事日程

議 事 日 程 第 1 号

平成29年5月12日（金曜日）

午前10時03分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 承認第5号 専決処分第5号（城里町税条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて
- 日程第4 承認第6号 専決処分第6号（城里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて
- 日程第5 承認第7号 専決処分第4号（建設工事等変更請負契約の締結）の承認を求めることについて
- 日程第6 承認第8号 専決処分第7号（建設工事等変更請負契約の締結）の承認を求めることについて
- 日程第7 承認第9号 専決処分第8号（平成28年度城里町一般会計補正予算第10号）の承認を求めることについて
- 日程第8 承認第10号 専決処分第9号（平成28年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算第6号）の承認を求めることについて
- 日程第9 承認第11号 専決処分第10号（平成29年度城里町一般会計暫定予算）の承認を求めることについて
- 日程第10 承認第12号 専決処分第11号（平成29年度城里町国民健康保険特別会計暫定予算）の承認を求めることについて
- 日程第11 承認第13号 専決処分第12号（平成29年度城里町後期高齢者医療特別会計暫定予算）の承認を求めることについて
- 日程第12 承認第14号 専決処分第13号（平成29年度城里町介護保険特別会計暫定予算）の承認を求めることについて
- 日程第13 承認第15号 専決処分第14号（平成29年度城里町公共下水道事業特別会計暫定予算）の承認を求めることについて

- 日程第14 承認第16号 専決処分第15号（平成29年度城里町農業集落排水事業特別会計暫定予算）の承認を求めることについて
- 日程第15 承認第17号 専決処分第16号（平成29年度城里町水道事業会計暫定予算）の承認を求めることについて
- 日程第16 議案第40号 平成29年度城里町一般会計予算について
- 日程第17 議案第41号 平成29年度城里町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第18 議案第42号 平成29年度城里町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第19 議案第43号 平成29年度城里町介護保険特別会計予算について
- 日程第20 議案第44号 平成29年度城里町公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第21 議案第45号 平成29年度城里町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第22 議案第46号 平成29年度城里町水道事業会計予算について
- 追加日程第1 緊急質問

1. 本日の会議に付した事件

- 承認第5号
- 承認第6号
- 承認第7号
- 承認第8号
- 承認第9号
- 承認第10号
- 承認第11号
- 承認第12号
- 承認第13号
- 承認第14号
- 承認第15号
- 承認第16号
- 承認第17号
- 議案第40号
- 議案第41号
- 議案第42号
- 議案第43号
- 議案第44号
- 議案第45号
- 議案第46号
- 緊急質問

午前 10 時 03 分開会

町民憲章唱和

○議長（小林祥宏君） 議員各位には何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦労さまでございます。

ただいまから町民憲章の唱和をお願いいたします。

私が前文を朗読いたしますので、引き続きご唱和をお願いいたします。

ご起立願います。

〔全員起立・町民憲章唱和〕

○議長（小林祥宏君） ご着席願います。

ご協力ありがとうございました。

議長挨拶

○議長（小林祥宏君） 平成29年第3回城里町議会臨時会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本臨時会は、承認13件、議案7件を審議するものでございます。

議事運営につきましては、議員各位の特段のご協力を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

なお、クールビズへの対応のため、本会議はノーネクタイで会議を進めますので、よろしく願いをいたします。

議員の出欠

○議長（小林祥宏君） 続いて、出席議員数についてご報告いたします。

ただいまの出席議員数は15名です。

開会の宣告

○議長（小林祥宏君） 定足数に達しておりますので、ただいまから平成29年第3回城里町議会臨時会を開会いたします。

開議の宣告

○議長（小林祥宏君） これから本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（小林祥宏君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、

6番 河原井 大 介 君

7番 関 誠一郎 君

8番 阿久津 則 男 君

の以上3君をご指名いたします。

会期の決定

○議長（小林祥宏君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今臨時会の会期は、本日1日間限りとしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） ご異議なしと認めます。

よって、今臨時会の会期は、本日1日間限りとすることに決定をいたしました。

続いて、地方自治法第121条の規定により、説明のため本日の会議に出席を求めた者の職・氏名は、お手元に配付いたしました名簿のとおりでございます。

傍聴人30名を許可いたしました。

町長挨拶

○議長（小林祥宏君） ここで、町長より発言を求められておりますので、この際、これを許可いたします。

町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 本日は、平成29年第3回議会臨時会を招集しましたところ、議員各位には公私ご多用の中ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、現在、平成29年度予算につきましては、6月までの3カ月間の暫定予算により行政運営に努めているところであります。町をよりよくすることが、私が虚心坦懐に願うと

ころであり、議員各位におかれましても町をよりよくすることについては、異論のないところと存じます。

つきましては、慎重審議を賜りまして、適切なるご決定をいただきますようお願いを申し上げます。私からの挨拶とさせていただきます。

平成29年度施政方針

○議長（小林祥宏君） これより平成29年度一般会計及び特別会計並びに企業会計の予算編成に当たり、町長の施政方針について説明を求めます。

町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 本日ここに、平成29年第3回城里町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位にはご出席をいただき、ありがとうございます。

今臨時会は、平成29年度の当初予算を初め重要議案の審議をお願いするに当たり、私の町政に対する所信の一端を申し述べ、議員各位を初め町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

平成28年は、城里町にとって明るいニュースの多い年でした。少年野球・消防操法大会・ねりんピックなどの各大会、各分野において、これまでなし得なかった地区大会や県大会での優勝が相次ぎました。これは、合併後10年以上が経過し、3町村の一体化が進み、この地域に眠っていた本来の力が発揮され始めたものと考えられます。

人口減少が全国的な課題となっております。本町においても深刻な問題ですが、明るい兆しもあります。平成28年8月から12月の5カ月間において、本町への転入者175人、転出者が165人となり、転入数が転出数を10人上回りました。一時的であれ、人口の流出がとまったことは喜ばしいことです。

一方、毎月30人程度が死亡するのに対して、出生数は毎月六、七人程度であり、人口減少の最大の理由が「子供が生まれにくいこと」にあるのは明らかです。

本町の最大の課題は、子育て世帯に選ばれる町になることであり、そのために城里町のまちづくりの戦略として、「働く場所をつくる」、「住みやすい環境をつくる」、「住む場所をつくる」、「住み続けたいと思う心をつくる」という4つの政策の柱を持って、引き続き行政を展開してまいります。

まず、第一の柱、「働く場所をつくる」、すなわち雇用創出、経済活性化、産業育成の政策について説明をいたします。

今年度は、旧七会中学校の跡地を整備し、七会支所、公民館、やまびこの郷、さらに水戸ホーリーホックのクラブハウスを備えた複合施設を整備いたします。これにより、当町職員と水戸ホーリーホックを合わせて70名以上が働く大きな経済活動の拠点が生まれます。

また、本施設では、サポーターの見学やイベントの開催などによる交流人口の増大や地域イメージの向上、特産品の販売、プロスポーツとの交流による地域の活性化により、若年人口定着の起爆剤としてまいります。

城里町の直売所の整備にも力を入れてまいります。道の駅かつらでは、トイレの建てかえを行い、お客様の満足度を高めます。物産センター山桜においては、駐車場の拡張を行い、駐車場不足を解消させます。直売所の売り上げ増加により、さらなる雇用の創出を図ってまいります。

農業政策は、水田農業と畜産業における設備投資を行ってまいります。水田では、増井地区において50ヘクタールを超える土地改良事業の実施を目指して調査に着手します。他地域のモデルとなるような大区画の水田を構築することを目指します。畜産業においては、養豚農家を中心として畜産と農業と商業が連携した「畜産クラスター事業」を推進します。これは、畜産物の排せつ物を堆肥化して農家へ提供し、生産された肉や農産物を地域の特産物として地元で消費販売し、地域でお金を回していく事業であります。平成29年度は国の補助を受け、桂において堆肥化施設を増設し、七会地区では新たな畜舎等の建設を行うものです。

次に、第二の柱、「住みよい環境をつくる」政策について説明をいたします。

まずは子育て支援の拡充です。保育料金・幼稚園の料金について、平成29年度からは5歳児に加えて4歳児の無料化を行います。城里町においては、幼児教育から高校卒業までにかかる費用の無償化を目指して、毎年制度を拡充させてまいり所存です。

快適な道路や活力と潤いのあるまちづくりを目指して、都市計画道路の整備と都市計画の見直しに着手をいたします。123号バイパスの部分開通により、車の流れが変わりつつあります。大規模施設の建設や計画が相次いでいることから、用途地域の見直しと新たな道路整備計画が必要です。沿線開発が進んでから道路をつくるのではなく、開発を先回りして道路整備を行う先見性が求められています。都市計画決定済みの必要な道路については、現況に合わせて速やかに事業に着手していくとともに、開発の動向を予測しつつ、地域住民との座談会なども行い、丁寧かつ迅速に新たな都市計画道路の決定や用途地域の見直しなどを行ってまいります。町の中心部に潤いと防災機能を備えた公園整備に向けて調査を開始してまいります。

公共交通の整備も重要です。平成29年度は石塚と水戸済生会・赤塚駅を結ぶ「開江線」の運行を1日4往復で開始いたします。これにより、高校生の通学や高齢者の通院の足を確保します。試験運行の1カ月で1,000人以上の利用がありましたので、本運行ではそれ以上の利用を見込んでいます。

安心して清潔な生活に環境センター、衛生センターは欠かせません。平成33年までに完成させることを目標として、環境センターの更新事業及び衛生センターの延命化事業に着手します。平成29年度は環境アセスメントと設計作業を行います。本事業は40億円から50億

円の事業費が見込まれておりますが、震災復興特別交付金など国の財政支援を活用することにより、9割の補助を受けることができます。震災復興特別交付金を受けることができるのが平成32年度までになっているため、厳しいスケジュールではありますが、間に合うよう事業を進捗させてまいります。

第三の柱、「住む場所をつくる」政策について説明をします。

城里町内で新たに家を建てる場合、町独自の補助だけで最高75万円を補助します。宅地の購入に対して25万円を補助し、町内事業者により住宅を新築した場合、さらに50万円を補助します。これにより、町内への定住の促進と建築関連産業の振興を図ります。

公営住宅の改善も行います。常北・桂地区の公営住宅の空き部屋をリフォームし、浴室設備と給湯器を備えつけます。七会地区の公営住宅では、これらが設置されていたので、城里町内の公営住宅の空き部屋の標準的な設備が統一されます。

民間アパート向けの補助としましては、福祉職（看護師・介護士・保育士・幼稚園教諭）への家賃補助を事業者と共同で行うことや、新婚世帯が民間アパートで生活を始める際の引っ越し費用の補助を継続して行っています。

最後に、第四の柱、「住みたいと思う心をつくる」政策について説明いたします。

平成28年度に作成しました「城里学ぶっく」を小中学生に配布し、総合的な学習の時間等での活用を開始いたします。子供たちは城里町の歴史や文化を学び、郷土愛を育み、城里町の将来を担う人材へと成長させてまいります。また、大人向けにも配布等を進め、多くの人に読んでいただく機会をつくってまいります。

これまで4つの政策の柱について説明をさせていただきましたが、これら以外の政策も重要であることに変わりはありません。上・下水道の整備、情報通信網の整備、消防・救急体制の強化と防災の推進、防犯・交通安全対策の推進、地域・高齢者・障害者福祉の充実、保健・医療の充実、商工業・観光の振興、消費者保護の推進、教育環境の整備、生涯学習の推進、郷土文化の継承と文化財の保護、自然環境の保護、住民主体のまちづくり、人権尊重と男女共同参画、広域行政の推進など、これまでの政策を継続するとともに、常にPDCAサイクルによる政策の改善を行ってまいります。

以上、平成29年度の主な政策の概要についてご説明申し上げます。

平成29年度の予算編成については、創意と工夫により財源の確保に努め、昨年行った町政懇談会や各種団体との対話集会等で、町民の皆様からお伺いいたしましたご意見等についても考慮いたしました。全体的には健全な財政運営を堅持するため、経費の無駄を省くとともに、選択と集中により限られた財源を重点的かつ効率的に配分しました。

平成29年度の一般会計予算は、歳入歳出とも別冊予算書のとおり、92億1,300万円で前年度当初比5.1%の減となっております。

国民健康保険特別会計（事業勘定）について申し上げます。

国民健康保険は、国民皆保険を支える中核的な役割を担っておりますが、医療保険制度

を取り巻く情勢は、急速な高齢化や疾病の多様化、医療の高度化等に伴い、医療費の増嵩、加えて高齢者や低所得者の加入割合が高いという構造的な要因により、厳しい財政状況がつづいております。このような中ではありますが、医療費の適正化や国保税の収納率の向上を図り、国民健康保険の安定的運営の確保と保険財政の健全化に努めてまいります。

国民健康保険特別会計（施設勘定）について申し上げます。

施設勘定については、七会診療所に内科・歯科を、沢山診療所に歯科を運営し、へき地及び医療が不足している地域の医療機関として保健医療を担っております。福祉機関と緊密な協力・調整を行い、医療・保険・介護予防等地域医療の連携を推進し、経営の健全化を図りながら、地域に密着した医療機関として町民に信頼される診療所を目指してまいります。

後期高齢者医療特別会計について申し上げます。

後期高齢者医療制度については、国民健康保険特別会計と同じく、年々医療費の増嵩が見込まれ厳しい財政状況であります。現制度の中で医療給付費の適正化を図り、財政健全化に努めてまいります。

なお、医療給付費の支払い及び保険料の賦課は、茨城県後期高齢者医療広域連合が行い、町は徴収事務と町民に対する窓口業務を行っております。

介護保険特別会計（保険事業勘定）について申し上げます。

介護保険については、公平な要介護認定を行い、適正な保険給付に努めるとともに、団塊の世代が後期高齢者となる平成37年に向けて策定した第6期介護保険事業計画を基本に、介護予防に重点を置いた施策・事業を高年齢者福祉施策と一体的に進めてまいります。

平成29年度の予算編成については、第6期計画期間中の保険料基準額が第5期よりも大幅に増加することから、保険料の軽減を図るため、計画期間中、毎年一般会計から6,500万円を介護保険準備基金へ積み立てて、保険料の軽減を図ってまいります。

介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）について申し上げます。

町が直営しています地域包括支援センター業務の中で、介護予防プランを作成し、居宅介護予防支援サービス事業に取り組んでまいります。

公共下水道事業特別会計について申し上げます。

流域下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業については、年次計画により工事費の縮減に努めながら未整備地区の汚水管渠工事を進め、普及率の向上を図ってまいります。

農業集落排水事業特別会計について申し上げます。

農業集落排水施設は5地区が順調に稼働しております。処理施設の効率的な稼働を目指し、経費の節減に努めてまいります。

水道事業会計について申し上げます。

安全で安心な水の供給を図るため、引き続き老朽化した水道施設等の更新事業を実施するとともに、今後とも公営企業の基本原則を堅持しながら、経営の効率化及び省力化に努

めてまいります。

以上、一般会計及び特別会計並びに企業会計の概要について申し上げます。

終わりに、予算編成に当たりましては、総合的にバランスのとれた施策を持続しながら町政の諸課題に対応するため、既存の事務事業については徹底した見直しを行い、真に必要とされる事業に重点を置き編成いたしました。しかし、本町を取り巻く社会経済情勢は依然として厳しい状況にあり、歳入の伸びを期待することが困難な状況の中、特別会計への繰出金や医療・福祉・介護関係費用が年々増大し、これまで以上に財政を圧迫しております。また、学校施設の耐震化や防災・減災対策も必要であり、さらに公共施設やインフラの老朽化などが進んでおり、その更新や維持の対策が先送りできない喫緊の課題となっております。

結びとなりますが、以上のような状況を勘案し、施策の選択と集中、効率的、効果的な予算編成を基本とし、今後とも町民との対話、町民との協働を図りながら、まちの将来像である「人と自然が響きあい ともに輝くすみよいまち」づくりの実現に向け、全力で取り組んでまいります。

議員の皆様並びに町民の皆様におかれましては、より一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

-
- 承認第 5号 専決処分第5号（城里町税条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて
 - 承認第 6号 専決処分第6号（城里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて
 - 承認第 7号 専決処分第4号（建設工事等変更請負契約の締結）の承認を求めることについて
 - 承認第 8号 専決処分第7号（建設工事等変更請負契約の締結）の承認を求めることについて
 - 承認第 9号 専決処分第8号（平成28年度城里町一般会計補正予算第10号）の承認を求めることについて
 - 承認第10号 専決処分第9号（平成28年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算第6号）の承認を求めることについて
 - 承認第11号 専決処分第10号（平成29年度城里町一般会計暫定予算）の承認を求めることについて
 - 承認第12号 専決処分第11号（平成29年度城里町国民健康保険特別会計暫定予算）の承認を求めることについて
 - 承認第13号 専決処分第12号（平成29年度城里町後期高齢者医療特別会計暫定予算）の承認を求めることについて

- 承認第 14 号 専決処分第 13 号（平成 29 年度城里町介護保険特別会計暫定予算）の承認を求めることについて
- 承認第 15 号 専決処分第 14 号（平成 29 年度城里町公共下水道事業特別会計暫定予算）の承認を求めることについて
- 承認第 16 号 専決処分第 15 号（平成 29 年度城里町農業集落排水事業特別会計暫定予算）の承認を求めることについて
- 承認第 17 号 専決処分第 16 号（平成 29 年度城里町水道事業会計暫定予算）の承認を求めることについて
- 議案第 40 号 平成 29 年度城里町一般会計予算について
- 議案第 41 号 平成 29 年度城里町国民健康保険特別会計予算について
- 議案第 42 号 平成 29 年度城里町後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第 43 号 平成 29 年度城里町介護保険特別会計予算について
- 議案第 44 号 平成 29 年度城里町公共下水道事業特別会計予算について
- 議案第 45 号 平成 29 年度城里町農業集落排水事業特別会計予算について
- 議案第 46 号 平成 29 年度城里町水道事業会計予算について

○議長（小林祥宏君） これより、日程第 3、承認第 5 号 専決処分第 5 号（城里町税条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについてから日程第 22、議案第 46 号 平成 29 年度城里町水道事業会計予算についての 20 議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 平成 29 年第 3 回城里町議会臨時会に当たり、提出議案の概要についてご説明申し上げます。

承認第 5 号 専決処分第 5 号（城里町税条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについてであります。国において地方税法及び地方税法施行令の一部を改正する省令、地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成 29 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、所要の規定の整備とグリーン化特例等について適用期限を改正したものです。

次に、承認第 6 号 専決処分第 6 号（城里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについてであります。国において地方税法及び地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成 29 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、国民健康保険税の軽減措置について 5 割・2 割軽減の対象世帯に係る所得判定基準を改正したものです。

次に、承認第 7 号 専決処分第 4 号（建設工事等変更請負契約の締結）の承認を求めることについてであります。平成 27 年度国補橋維第 1 号大桂大橋耐震補強工事変更請負契

約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に該当する施行中の工事について変更が生じたため、変更契約をしたものです。

次に、承認第8号 専決処分第7号（建設工事等変更請負契約の締結）の承認を求めることについてであります。平成27年度国補橋維第1号大桂大橋耐震補強工事変更請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に該当する施行中の工事において変更が生じたため、変更契約をしたものです。

次に、承認第9号 専決処分第8号（平成28年度城里町一般会計補正予算第10号）の承認を求めることについてであります。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ21万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ105億6,400万円としたものです。

歳入では、県支出金を追加したものです。歳出では、土木費を追加し、総務費を減額したものです。

次に、承認第10号 専決処分第9号（平成28年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算第6号）の承認を求めることについてであります。既定の歳入歳出の総額に変更はなく、歳入では繰入金を追加し、町債を減額したものです。歳出では、下水道事業費の財源の内訳を変更したものです。

次に、承認第11号 専決処分第10号（平成29年度城里町一般会計暫定予算）の承認を求めることについてであります。地方自治法第218条第2項の規定により、3カ月間の暫定予算を編成したものです。

暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ21億7,000万円としたものです。

次に、承認第12号 専決処分第11号（平成29年度城里町国民健康保険特別会計暫定予算）の承認を求めることについてであります。地方自治法第218条第2項の規定により、3カ月間の暫定予算を編成したものです。

事業勘定の暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億6,635万8,000円としたものです。施設勘定の暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,405万1,000円としたものです。

次に、承認第13号 専決処分第12号（平成29年度城里町後期高齢者医療特別会計暫定予算）の承認を求めることについてであります。地方自治法第218条第2項の規定により、3カ月間の暫定予算を編成したものです。

暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,224万5,000円としたものです。

次に、承認第14号 専決処分第13号（平成29年度城里町介護保険特別会計暫定予算）の承認を求めることについてであります。地方自治法第218条第2項の規定により、3カ月間の暫定予算を編成したものです。

保険事業勘定の暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億9,991万7,000円としたものです。

介護サービス事業勘定の暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ103万8,000円としたものです。

次に、承認第15号 専決処分第14号（平成29年度城里町公共下水道事業特別会計暫定予算）の承認を求めることについてであります。地方自治法第218条第2項の規定により、3カ月間の暫定予算を編成したものです。

暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,126万6,000円としたものです。

次に、承認第16号 専決処分第15号（平成29年度城里町農業集落排水事業特別会計暫定予算）の承認を求めることについてであります。地方自治法第218条第2項の規定により、3カ月間の暫定予算を編成したものです。

暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,859万5,000円としたものです。

次に、承認第17号 専決処分第16号（平成29年度城里町水道事業会計暫定予算）の承認を求めることについてであります。地方自治法第218条第2項の規定により、3カ月間の暫定予算を編成したものです。

暫定予算の予定額は、収益的収入支出それぞれ1億594万6,000円としたものです。

次に、議案第40号 平成29年度城里町一般会計予算についてであります。概要につきましては冒頭に施政方針でご説明申し上げたとおりであります。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ92億1,300万円で、前年度当初比5.1%の減であります。

厳しい財政環境の中での予算編成であります。予算の執行に当たりましては、町民の福祉の向上と活力あるまちづくりのため全力を傾注し、町民の期待と信頼に答えてまいり所存であります。

次に、議案第41号 平成29年度城里町国民健康保険特別会計予算についてであります。概要につきましては、冒頭に施政方針でご説明申し上げたとおりであります。

まず、事業勘定の予算の総額は、歳入歳出それぞれ29億7,041万9,000円で、前年度当初比0.04%の減であります。

次に、施設勘定の予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億2,958万9,000円で、前年度当初比53.1%減です。

予算の執行に当たりましては、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、社会保障及び保険給付事業の充実に全力を傾注し、また町民の公衆衛生の向上及び増進に寄与してまいり決意であります。

次に、議案第42号 平成29年度城里町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。概要については、冒頭に施政方針でご説明申し上げたとおりであります。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億9,419万2,000円で、前年度当初比4.0%増であります。

予算の執行に当たりましては、今後の町民の老後における健康の保持と適切な医療の確保を図ることに全力を傾注し、町民の期待と信頼に答えてまいり決意であります。

次に、議案第43号 平成29年度城里町介護保険特別会計予算についてであります。概要については、冒頭に施政方針でご説明申し上げたとおりであります。

まず、保険事業勘定の予算総額は、歳入歳出それぞれ19億6,213万円で、前年度当初比2.8%の増であります。

次に、介護サービス事業勘定の予算の総額は、歳入歳出それぞれ437万1,000円で、前年度当初比0.5%の減であります。

予算の執行に当たりましては、介護を要する状態になっても、住みなれた地域や家庭で安心して生活が送れるよう、必要な介護サービスを総合的、一体的に提供します。また、適切な予防給付サービス計画を作成し、町民の期待と信頼に応えてまいる決意であります。

次に、議案第44号 平成29年度城里町公共下水道事業特別会計予算についてであります。概要については、冒頭で施政方針でご説明申し上げたとおりであります。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億4,917万6,000円で、前年度当初比4.0%の減であります。

予算の執行に当たりましては、公衆衛生の向上及び公共用水域の水質保全に全力を傾注し、町民の期待と信頼に応えてまいる決意であります。

次に、議案第45号 平成29年度城里町農業集落排水事業特別会計予算についてであります。概要につきましては、冒頭に施政方針でご説明申し上げたとおりであります。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億8,551万円で、前年度当初比4.4%の増であります。

予算の執行に当たりましては、農業集落における生活環境の整備及び公共用水域の水質保全に全力を傾注し、町民の期待と信頼に応えてまいる決意であります。

次に、議案第46号 平成29年度城里町水道事業会計予算についてであります。概要については、冒頭に施政方針でご説明申し上げましたとおりであります。

収益的収入及び支出の総額は7億5,120万円で、前年度当初比0.9%増であります。

また、資本的収入の予定額は1,480万5,000円で、支出の予定額は2億8,762万1,000円であります。収益的収支及び資本的収支を合わせた総額は10億3,882万1,000円で、前年度当初比24.5%の減であります。

予算の執行に当たりましては、清浄にして豊富な水の安定供給を図り、公衆衛生の向上と生活環境の改善に全力を傾注し、町民の期待と信頼に応えてまいる決意であります。

以上、承認13件、議案7件の概要について一括してご説明いたしました。慎重審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

質 疑

○議長（小林祥宏君） それでは、議案の質疑に入ります。

なお、質問回数は3回までとなっておりますので、よろしく願いいたします。

初めに、承認第5号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小林祥宏君） 次に、承認第6号についての質疑を求めます。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕
- 議長（小林祥宏君） 次に、承認第7号についての質疑を求めます。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕
- 議長（小林祥宏君） 次に、承認第8号についての質疑を求めます。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕
- 議長（小林祥宏君） 次に、承認第9号についての質疑を求めます。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕
- 議長（小林祥宏君） 次に、承認第10号についての質疑を求めます。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕
- 議長（小林祥宏君） 次に、承認第11号についての質疑を求めます。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕
- 議長（小林祥宏君） 次に、承認第12号についての質疑を求めます。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕
- 議長（小林祥宏君） 次に、承認第13号についての質疑を求めます。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕
- 議長（小林祥宏君） 次に、承認第14号についての質疑を求めます。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕
- 議長（小林祥宏君） 次に、承認第15号についての質疑を求めます。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕
- 議長（小林祥宏君） 次に、承認第16号についての質疑を求めます。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕
- 議長（小林祥宏君） 次に、承認第17号についての質疑を求めます。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕
- 議長（小林祥宏君） 次に、議案第40号についての質疑を求めます。

7番 関 誠一郎君。

○7番（関 誠一郎君） 29年度の一般会計においてですが、先ほど町長が所信表明で述べられましたけれども、道の駅かつらのトイレ改修工事において、木造のトイレで18坪、総工事費4,200万円、坪単価230万円、設計者、基本設計、実施設計で600万と、多額の金額が計上されていますが、ここで図面と見積書の提出を私は求めたいと思います。

○議長（小林祥宏君） 15番 根本正典君。

○15番（根本正典君） ただいまのことに答えるためには、多少の時間が必要だと思いますので、ここで暫時休憩とされてはどうでしょうか。

○議長（小林祥宏君） ただいまの15番 根本正典君から提案ありました暫時休憩ということで、ここでそれでは暫時休憩いたします。

午前10時40分休憩

午前11時07分開議

○議長（小林祥宏君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、関 誠一郎君の1回目の質疑から再開いたします。

7番関 誠一郎君。

〔「答弁」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） 執行部から答弁をお願いします。

まちづくり戦略課長鯉淵弘之君。

○まちづくり戦略課長（鯉淵弘之君） 7番関議員にお答えいたします。

入札前でございますので、公表を控えさせていただきます。

○議長（小林祥宏君） 7番関 誠一郎君。

○7番（関 誠一郎君） 入札前とはわかるけれども、要するに4,200万になった根拠、これは、私は議会は町民から預かっている税金を執行し、それが適切になっているかどうか、チェック機関なんです。これを公表できない。実際にはないんでしょう、大ざっぱのしか、ここらだろうと。もう1回答弁を求めます。

○議長（小林祥宏君） まちづくり戦略課長鯉淵弘之君。

○まちづくり戦略課長（鯉淵弘之君） 7番関議員にお答えいたします。

3月に設計が完了しておりますので、その点については、内容等はきちんとできてございます。

以上です。

○議長（小林祥宏君） 7番関 誠一郎君。

○7番（関 誠一郎君） あくまでも公表できないという姿勢ですから、それはそれで私は対応を決めていきたいと思っております。木造トイレ18個で4,200万、到底承服できるものではないし、18坪の設計で600万、これまた承服できるものではありませんので、基本設計と実施設計等で合計600万、これは承服できない。

以上です。

○議長（小林祥宏君） ほかにございませんか。

12番杉山 清君。

○12番（杉山 清君） それでは、お伺いします。

歳出、総務管理費55万、それと商工費、これは増額、129万6,000円、それと土木費減額54万、私も3年前、否決という形の中で動いた議員であります。ただ、私ははっきりいいますと、予算は早期に打開し、そして執行に移ってもらいたいという中で委員会を再三開いた、そういう経緯を持っています。要するにこの3点について、これは反対側の議員の方から提案をされたのか、執行部側から出したのか、そこをお聞きします。

○議長（小林祥宏君） 財務課長大曾根直美君。

○財務課長（大曾根直美君） 12番杉山議員さんのただいまのご質問に対してお答えいたします。

今回減額しております備品購入費と都市計画調査費でありますけれども、今までの意見を踏まえまして減額をしております。

以上です。

○議長（小林祥宏君） 12番杉山 清君。

○12番（杉山 清君） いや、私が言いたいのは、私も3年前、要するに否決で、委員長でやらせていただきましたが、反対ならば修正案は議員の立場から出すのが当たり前なんで、そして最後のピリオドは不信任案を出すということが当たり前なんであります。これは要するに話し合いの中で、例えば今財務課長のほうから話がありましたが、もう一度、1つ聞きたいのは増額補正129万6,000円、これ減額と差し引きすると20万6,000円です。20万6,000円で町民のための予算が通らない、そういうことがあってはならないと思うから、私は聞きたいんですよ。増額というのは、何で増額になったんですか、もう一度。

○議長（小林祥宏君） まちづくり戦略課長鯉淵弘之君。

○まちづくり戦略課長（鯉淵弘之君） 12番杉山議員にお答えいたします。

近隣町村の道の駅のトイレの新設、改修施設を参考にしたところ、仕様書変更が生じたため、実施設計の変更を行うものでございます。

以上でございます。

○議長（小林祥宏君） 12番杉山 清君。

○12番（杉山 清君） そういう話が出ましたが、1つはやはり真摯な中での協議をしていただきたい。これ要するに私は裏をとっているから言うわけでありまして。やはりこれは町民のためですよ。そこをきちっともとを正して、決をいただきたいなと思います。

以上です。

○議長（小林祥宏君） ほかにございせんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第41号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第42号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第43号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小林祥宏君） 質疑なしと認めます。
次に、議案第44号についての質疑を求めます。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕
- 議長（小林祥宏君） 質疑なしと認めます。
次に、議案第45号についての質疑を求めます。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕
- 議長（小林祥宏君） 質疑なしと認めます。
次に、議案第46号についての質疑を求めます。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕
- 議長（小林祥宏君） 質疑なしと認めます。
以上で質疑を終結いたします。
-

討 論

- 議長（小林祥宏君） これより討論に入ります。
初めに、承認第5号に対する討論はございませんか。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕
- 議長（小林祥宏君） 討論なしと認めます。
次に、承認第6号に対する討論はございませんか。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕
- 議長（小林祥宏君） 討論なしと認めます。
次に、承認第7号に対する討論はございませんか。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕
- 議長（小林祥宏君） 討論なしと認めます。
次に、承認第8号に対する討論はございませんか。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕
- 議長（小林祥宏君） 討論なしと認めます。
次に、承認第9号に対する討論はございませんか。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕
- 議長（小林祥宏君） 討論なしと認めます。
次に、承認第10号に対する討論はございませんか。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕
- 議長（小林祥宏君） 討論なしと認めます。
次に、承認第11号に対する討論はございませんか。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） 討論なしと認めます。

次に、承認第12号に対する討論はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） 討論なしと認めます。

次に、承認第13号に対する討論はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） 討論なしと認めます。

次に、承認第14号に対する討論はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） 討論なしと認めます。

次に、承認第15号に対する討論はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） 討論なしと認めます。

次に、承認第16号に対する討論はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） 討論なしと認めます。

次に、承認第17号に対する討論はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） 討論なしと認めます。

次に、議案第40号に対する討論はございませんか。

〔「議長、1番」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） これから討論を行います。

討論は1人1回の原則により1回のみとします。

なお、発言時間は10分以内といたします。

まず、原案に反対の方の発言を許可いたします。

1番藤咲芙美子君。

○1番（藤咲芙美子君） 藤咲芙美子です。反対討論を行います。

私は、3月定例会の予算反対討論の中で、国からの交付金、国庫負担金が大きく減額されている中で、地方自治体が厳しい財政だからこそ、住民の福祉の向上を図るといふ本来の趣旨を生かしつつ慎重な財政運営を図ることを求めました。

私は、当町が子育て支援に力を入れていることをアピールしたいという意見には同調します。この町の将来を担うのは、子供たちです。その点でいけば、6年前の原発事故によって低線量被曝を受けた子供たちに甲状腺エコー検査を実施することは、必要最低限のことだと思えます。

国からの交付金措置は、今年度も継続されるものと思われまます。これに対する町長の姿

勢は極めて消極的で、今年度予算の中に計上されていません。今求められるのは、町長の「やる」という姿勢です。

町民センターにかかわる件で、私が問題にしたいのは、この豪華過ぎる施設設備を町民がどのように利用できるのかが曖昧なままだということです。ホーリーホックの選手優先だとすれば、町民は後回しになり、一体誰のための施設かが問われます。ホーリーホックから使用料をもらうようになれば、町民の使用についても有料にしなければならないというのは、理屈に合いません。

また、常北小学校のプール跡に学童保育をつくってほしいという町民からの要望を町長は聞き入れず、駐車場をつくる方針を進めています。学童の子供たちは、学校の図書室で放課後の生活を強いられています。図書室を利用する子供たちにも影響を与えます。

介護保険制度の中から、要支援1、2の方が外され、介護予防事業に移行されましたが、計上された予算は不十分だと思います。

これらの町民のための施策が豪華な設備費の後掲に追いやられ、後回しにされているかあるいは事実上やらないというのは問題です。

このことを指摘しまして、私の討論といたします。

○議長（小林祥宏君） 続いて、原案に賛成の方の発言を許可いたします。

11番南條 治君。

○11番（南條 治君） 賛成の立場から討論をさせていただきます。

本日このように多くの傍聴の方がいらっしゃるというのは、この町の行く末を本当に心配しているんであろうと、このように身引き締まる思いであります。そこで、賛成討論をいたします。

皆さん今いろいろ細かいことで、予算への反対討論がありました。もっと大きな視点で、この町のことを考え、思い浮かべていただければと考えております。

上遠野町長が就任して以来、ちょっと城里町が変わってきた。前向きな取り組みが増えてきた、新しいことを始めているのをニュースで取り上げられたなど、明るい兆しが増えてきております。

道の駅かつらは、お客さんでいっぱいです。昨年過去最高の売り上げを記録したそうであります。

山桜もホロルの湯もふれあいの里も、3年連続でお客さんも売り上げも増加をしているそうであります。それは、若いスタッフを中心として、現場が努力をしているからであります。

城里町は、まだまだこれから伸びしろを持っているわけであります。それを引っ張ってくれているのが上遠野町長であります。

保育料の無料化、学校給食の値下げを行っているのに町の借金が減っています。いせきびあ茨城や七会中学校の跡地利用計画をどんどん進めているのに町の財政が健全なのほど

うしてでしょうか。それは、上遠野町長が行政改革で節約をしたり、何度も職員さんと東京まで通い、国の補助金をうまく引っ張ってきているという、ちょっと語弊がありますが、そういった形の中で努力しております。町の負担が少なくなるように創意工夫をして、公共事業を行っているからであると思います。

こんなに町のために頑張ってくれている町長さんが今までいたでしょうか。細かいことも、これは確かに大事であります。しかし、予算を否決して、町長さんをいじめて、不信任だとか追い詰めるようなことをしていて、町はよくなるのでしょうか。

確かに90から100億の予算の細かいところをつつけば、反対理由はできるでしょう。しかし、それは予算全体をとめるほどのことではないであると思います。

上遠野町長は、何ら間違ったことはやっていません。自信を持って行政に臨み、取り組んでいただきたいと考えております。

若い町長を盛り立て、町とともに育てていくのが議員の仕事ではないかと考えております。良識ある議員の皆様のご賛同をお願いして、賛成の討論といたします。

○議長（小林祥宏君） 続いて、原案に反対の方の発言を許可いたします。

〔発言する者なし〕

○議長（小林祥宏君） 続いて、原案に賛成の方の発言を許可いたします。

14番鯉渕秀雄君。

○14番（鯉渕秀雄君） 私は、今臨時会に付議されました議案第40号 平成29年度城里町一般会計予算について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

本日の臨時会は、議会代表者と執行部の細部にわたる協議の末、議長が臨時会を開けというもとで開催されたものと聞き及んでおります。

よって、我々議員は、こうした過程を尊重、予算案に真摯に向き合わなければならないと思っております。

当初予算についての反対理由として何点かが述べられておりました。

第1に、ただいま話題となりました道の駅かつらのトイレの工事費の件についてでございます。

道の駅かつらのトイレ工事は、3月予算の中では木造づくり、それに反対をされ、RC構造へと変更になりました。ここで、先ほど申し上げられました設計費の増が出たわけでございます。ところが、RC構造にしますと、これが6,000万とも7,000万とも言われており、また木造に変更をされた経緯がございます。ここで余分な経費がかかっております。工事費が高いとのことですが、建築物は敷地により条件が異なっており、一概に他との比較はできません。また、公共事業の場合は、民間工事と異なり、建設単価表の金額をそのまま使わなければならないことや、一般管理費比率などが定められているため、金額が高くなることは、ある程度やむを得ません。

さらに、近年は建設資材の高騰や人手不足による建設工事の入札不調が続いていること

を考えれば、ある程度余裕のある予算確保をすることで、確実に事業を進めるべきと考えます。

最近の施設、新しい道の駅においては、立派なトイレが整備されてございます。道の駅かつらは、茨城県で一番古くなっており、トイレの刷新を速やかに行うべきでございます。

また、島家住宅の活用に関する調査費の計上についての指摘がございました。島家住宅及びその敷地の活用は、古内茶の振興及びその地域のまた城里町のイメージアップのため、ぜひとも行うべきであります。水戸黄門が愛し、命名したお茶、初音の復活計画は2014年から始まり、茨城県の農業総合センターで育成した苗木が本年4月に古内地区に帰ってまいりました。この初音の苗木の定植場所として、島家住宅は実に適切な場所でございます。もともとお茶が植えられていた場所であるだけでなく、有形文化財の島家住宅を改装し、活用することで、手もみの実演や初音の試飲、さらに都会の子供たちに田舎暮らしを体験させることもできます。また、ただいま進めてございます姉妹都市との交流拠点となる得るべき施設ともなります。

国の地方創生の重点政策として、古民家の活用が挙げられており、整備費の補助を受けられるので、今がまさにこの取り組みをするチャンスでございます。5,000万円の改装費がかかるとしても、地方創生推進交付金と合併特例債を合わせることで、町の財政負担は約800万程度におさめることができます。数十メートルの道路舗装工事と同じくらいの町の財政負担で地域振興の拠点ができるわけですから、これはぜひ進めていただきたいと思っております。

また、屋根の修繕について事前に議会への説明がなかったとの指摘がございました。雨漏りを始めている指定の有形文化財を保護するのは町の責務であり、流用にも当たらない予算の活用にすぎませんので、適切な対応であったと考えております。

また、七会中学校の跡地利用計画に関する指摘がございました。備品の購入費が高いとのことですが、備品の予算要求額は6割から7割で計上されており、予算の算出として妥当なものと言えます。そもそも今回の備品は、城里町の活性化のパートナーとなる水戸ホーリーホックの選手たちのモチベーションを高めるためにも、きちっとした最新の設備が妥当と考えるものでございます。

また、選手だけでなく、町民も使えるトレーニング施設になります。常北保健センター内のトレーニングルームは、年間約2万人の利用者があります。しかし、土日は利用できません。七会中学校の中のトレーニングルームは公民館併設になるため、土日も人員が常駐し、土日の利用が可能であり、七会地区だけでなく、町内全域からの町民の利用が見込まれます。

また、プロサッカーチームと連携したトレーニング指導を行っていただけることもでき、さらなる利用者の増加や町の活性化、健康増進につながるものと考えます。

昨日、財政課のほうから予算の流用、予備費の充当という形で5年間の書類が届いてご

ございます。工事差金の活用、予算の流用、予備費の充当は、地方自治法に定められた町長の権限に属することであり何ら問題ございません。むしろ、それを有効に活用することで、必要な事業に対して速やかに対応を行うことは、町長の手腕とも言えるものであります。

そもそも議会と町長の関係において、議会承認の必要のない案件についてまで、全て事前に議会の説明と承認を行うということになれば、町の行政の停滞を引き起こすことになりかねません。互いの責任と権限の範囲を正しく理解し、行動をすぐ良識を持つべきでございます。

以上、反対理由に関する反論を申し上げました。議員各位のご賛同をいただきたく、よろしくお願いをいたします。ありがとうございました。

○議長（小林祥宏君） 続いて、原案に反対の方の発言を許可いたします。

〔発言する者なし〕

○議長（小林祥宏君） 続いて、原案に賛成の方の発言を許可いたします。

〔発言する者なし〕

○議長（小林祥宏君） ほかにありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） 討論なしと認めます。

以上で議案第40号に対する討論を終結いたします。

次に、議案第41号に対する討論はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） 討論なしと認めます。

次に、議案第42号に対する討論はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） 討論なしと認めます。

次に、議案第43号に対する討論はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） 討論なしと認めます。

次に、議案第44号に対する討論はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） 討論なしと認めます。

次に、議案第45号に対する討論はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） 討論なしと認めます。

次に、議案第46号に対する討論はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

採 決

○議長（小林祥宏君） これより採決に入ります。

初めに、承認第5号 専決処分第5号（城里町税条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小林祥宏君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

次に、承認第6号 専決処分第6号（城里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小林祥宏君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

次に、承認第7号 専決処分第4号（建設工事等変更請負契約の締結）の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小林祥宏君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

次に、承認第8号 専決処分第7号（建設工事等変更請負契約の締結）の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小林祥宏君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

次に、承認第9号 専決処分第8号（平成28年度城里町一般会計補正予算第10号）の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小林祥宏君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

次に、承認第10号 専決処分第9号（平成28年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算第6号）の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小林祥宏君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

次に、承認第11号 専決処分第10号（平成29年度城里町一般会計暫定予算）の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小林祥宏君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

次に、承認第12号 専決処分第11号（平成29年度城里町国民健康保険特別会計暫定予算）の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小林祥宏君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

次に、承認第13号 専決処分第12号（平成29年度城里町後期高齢者医療特別会計暫定予算）の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小林祥宏君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

次に、承認第14号 専決処分第13号（平成29年度城里町介護保険特別会計暫定予算）の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小林祥宏君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

次に、承認第15号 専決処分第14号（平成29年度城里町公共下水道事業特別会計暫定予算）の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小林祥宏君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

次に、承認第16号 専決処分第15号（平成29年度城里町農業集落排水事業特別会計暫定予算）の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小林祥宏君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

次に、承認第17号 専決処分第16号（平成29年度城里町水道事業会計暫定予算）の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小林祥宏君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

次に、議案第40号 平成29年度城里町一般会計予算についてを採決いたします。
本案は原案のとおり賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小林祥宏君） 起立少数です。よって、本案は否決されました。

次に、議案第41号 平成29年度城里町国民健康保険特別会計予算についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小林祥宏君） 起立少数です。よって、本案は否決されました。

次に、議案第42号 平成29年度城里町後期高齢者医療特別会計予算についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小林祥宏君） 起立少数です。よって、本案は否決されました。

次に、議案第43号 平成29年度城里町介護保険特別会計予算についてを採決いたします。
本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小林祥宏君） 起立少数です。よって、本案は否決されました。

次に、議案第44号 平成29年度城里町公共下水道事業特別会計予算についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小林祥宏君） 起立少数です。よって、本案は否決されました。

次に、議案第45号 平成29年度城里町農業集落排水事業特別会計予算についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小林祥宏君） 起立少数です。よって、本案は否決されました。

次に、議案第46号 平成29年度城里町水道事業会計予算についてを採決いたします。
本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小林祥宏君） 起立少数です。よって、本案は否決されました。

以上で採決を終結いたします。

以上で今臨時会に付議されました議案は全て議了いたしました。

〔「議長、緊急質問」と呼ぶ者あり〕

緊急動議

○議長（小林祥宏君） 6番河原井大介君。

○6番（河原井大介君） 緊急動議ではありますが、緊急質問をさせていただきたいと思っております。

内容については、先ほど議会での控室、本会議の始まる前のななかい保育所に関する隠秘についてであります。

○議長（小林祥宏君） ただいま6番河原井議員から緊急質問がありました。

ここで暫時休憩いたします。

議会運営委員の皆様は委員会室にお集まりください。そして、議員各位には控室にお集まりください。

午前 11時45分休憩

午後 0時17分開議

○議長（小林祥宏君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程追加

○議長（小林祥宏君） 先ほど6番河原井議員から緊急質問を求められておりました。

したがって、6番河原井議員の緊急質問の件を議題とし、採決いたします。

この採決は起立により行います。

6番河原井議員からの緊急質問に同意の上この際、日程に追加し追加日程第1として、直ちに発言を許可することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小林祥宏君） 起立多数です。

〔「議長、この内容を聞かせて、提出したからとそれで」「もう今採決が終わった、さっき控室でも内容を説明したわけでしょう」「議場でやって」「この後いろいろはっきりしてくるわけですから」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） したがって、6番河原井議員の緊急質問を同意の上、日程に追加し、追加日程第1として直ちに発言を許すことを可決されました。

ここで議会事務局長に追加日程を配付させます。

〔追加日程配付〕

緊急質問

○議長（小林祥宏君） 追加日程第1、緊急質問を議題といたします。

6番河原井議員の発言を許可します。

質問回数は3回まで60分以内、簡潔にお願いいたします。

6番河原井大介君。

○6番（河原井大介君） 参考資料の持ち込みをお願いいたします。

○議長（小林祥宏君） どうぞ。

○6番（河原井大介君） 貴重な時間を頂戴しましてありがとうございます。

緊急質問させていただきます。6番河原井でございます。

昨今、冒頭、最近私に対しまして町長に対しての予算否決に対しまして、何か町長選挙に出るんじゃないかというようなお話が町長からも言われたことがあります。この場をおかりしまして、そのことは毛頭、事実無根、否定をさせていただきます。そんな話はございません。

今回、この質問をさせていただくに当たって、執行部の責任、町長の政治姿勢、そしてその資質について質問させていただきたいという趣旨であります。

今回、緊急質問をさせていただきました。町立の保育所にかかわる隠秘についてであります。

本会議場は、本日の臨時会が行われる前、町長から謝罪がございました。それはさまざま要望がそれでもかかわらず、それに対応できなかったという旨の発言だったと思いますが、議員各位はよく内容がわかりません。どういうことなのか、そういうことをやはり議会壇上でしっかりと謝罪、ご説明をいただかなければいけないのかなという思いの中で緊急質問させていただきましたことを、まずもって町長に確認をさせていただきます。

その中で、まず2点ございます。短めにいきたいと思います。

町長宛てに届いた、ななかい保育所の保育環境の改善を求めた切実な嘆願書をどのように扱い、そしてどのように対応したのかという質問であります。

こちら私の手元に、町長宛てに届いたであつたらう平成28年3月7日月曜日に届いた資料があります。この中身は「城里町長上遠野殿、突然のお手紙を大変失礼いたします」から入ります。

長いので、抜粋していきますが、「ばか、のろまといった暴言を繰り返し浴びせられ、たたく、蹴るといった体罰も日常的に受けていた。我が子は、時々当時の話をする。悪夢を見ることもある。頭の奥から消えることなく、今でも親子でつらい思いをしています。本来であれば、幼く大切な子供を安心してみてもらえる施設が保育所だと思いますが、その後、今でも子供をどなりつけている場面を見たり、聞いたり、保護者がたくさんいると聞く、本当に残念でならない」というようなことも書いてあります。

その前に、「何人かの保護者の方が過去だと思いますが、役場に苦情として訴えていた

と聞いています」と書いてあります。しかし、「何度苦情を伝えてもきちんとした回答がなく、いつの間にか、話が消滅してしまうのが実情だった」ということも書いてあります。

最後に、「上遠野町長に最後の望みをかけたいと思い、大変失礼かと思いましたが、お手紙を書かせていただきました。大切な子供を預ける保護者の思いをお察しいただき、保護者が安心して子供たちを預けられ、子供たちが安心して通えるよう、最善のご配慮をいただけるよう何とぞよろしくお願い申し上げます」と書いてあって、匿名という形になっています。

この内容について町長はどのように扱って、どのように対応したのか、もう一度ご答弁を、ご説明をいただければと思います。

2点目、城里町として幼児虐待等、もしくは言わせればパワハラ等の事実もあるやに聞いておりますが、今までそういったことの認識はしておりましたでしょうか、ご答弁をお願いいたします。

○議長（小林祥宏君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 河原井議員のご質問にお答えさせていただきます。

事前通告がないので正確な答弁ができないところはご容赦ください。

1年以上前に、名前も書いていない、日付も書いていない、無記名でそういった投書がございました。その投書は、ななかい保育所の園長にも見せ、こういう指摘を受けていますよと、気をつけてくださいと、本当にこういうことがあるのであれば改善をしてくださということで指導をいたしております。

本人からは、このような事実はないというふうな答えを得たというふうに記憶をしております。

ななかい保育所に通っている子供、たくさんおりますし、職員の子供もいれば、議員さんの子供、お孫さんもいるかもしれません。そういった方にも事情を聞いてみました。特にそういう事実はないというふうに聞きました。

次に、児童虐待等の事実を認識していたかということですが、児童虐待という言葉は余りに重い言葉です。確かな証拠があって初めて使える言葉だと思います。そういった言葉を使うような事実は、現在のところ確認できていないというのが認識でございます。

○議長（小林祥宏君） 6番河原井大介君。

○6番（河原井大介君） そうですか。では、私のほうから、もう少し本当の事実確認をお話させていただきたいと思います。

4月26日水曜日午前9時、役場から、ある課長から早急に会いたいと私の携帯に電話がありました。26日水曜日午前9時。そしてその日の午後1時20分、ある課長が町長の代理人として私の農場へ来訪いたしました。内容は、ななかい保育園の当人を来年度異動すると、そういう人事異動でどうかというような内容の話でありました。代理人として人事権を持つ町長に言われて、私の農場のほうに来てそういう話をされたという事実、そしてポ

イントが3つあります。町として、実際にこういった幼児虐待の把握をしていたという事実があります。

②町長には逐一報告をしていたという事実。

③には、町長の判断で当初ですね。嘆願書といってもいいでしょう。確かに匿名であります。嘆願書といってもいい。お願いのものについては、3月7日月曜日には、町長は匿名なので扱えないといっておき上げなかったという旨の話はあります。それは、大変恐縮ではありますが、何度も町長に約束をしながら反故にされてきた経験もございますので、こういった携帯電話で録音をさせていただいております。会話の内容です。それは整合性を、そして揚げ足を取られて、言った、言わないの水かけ論にならないようとして確認をさせていただいております。

いずれにしても、そういった話があるのにもかかわらず、町長はなぜ人事権を発動する課長を呼んで、私のもとに来たのか。虐待の問題というよりも、まず町として受けとめ方、そしてそれについて対応の仕方、はやそのときの話では平成27年4月と言っていましたけれども、私の記憶では1年前だったので、そこからの記憶をさかのぼりますけれども、そういったことの中で取り扱ってこなかったという実態がもう一度あったのかどうか、そして事実を確認して、逐一報告を受けて、そしてその内容において隠秘、そしてここで明確に言わなきゃいけないのは、人事異動をすることによって、私に対してこれ以上の質問や追及等々、そういったものはないと、しないようにというようないわゆる口封じととれるようなものがあるのではないかとということです。

そのことに対しては隠秘、今までは隠秘かもしれません。ここでは隠蔽工作という形が私としては認識を受けざるを得ないということがまずお話をさせていただかなければいけません。

それから、これはその前になりますけれども、3月12日水曜日午後6時、元国会議員宅に町長に呼び出され、ご夫妻を立会人としまして、3つの約束と1つの確認をさせていただきましたよね。もちろん、山桜の不正経理問題、この裁判の決着はどうか、まず1点。

2点目、戦没者の遺族に対する特別弔慰金の新聞報道に対しての町としての明確な対応はどうか。

そして3点目は、町立保育所の隠秘について明確に公表して、町として実態が知っていたという形があるならば、それを明確に謝罪をすることが必要ではないか。

そして、私は町長を支援した議員の一人でもありますので、一緒になって記者会見の場に出て、謝罪するときには一緒に私も責任をとりながら、一緒にこの町を考えていきたいと思いますという提案を、3つの約束をさせていただきました。

そして最後に、この予算について、今回の予算についてであります。増額を含め特に企業誘致等々に含めて一生懸命予算をつくっていきましょうという話をさせていただきました。

した。

町政一新、情報公開、企業誘致、これが選挙公約の三本柱であります。まず、この町政一新と情報公開をまずしなければ、予算をつくる、その政治家としての資質と、そしてそこに覚悟がなければいけないんじゃないか、それを強く、強く思っています。

私が町長選挙に出るとか、そういう話で反対しているわけではありません。一番最初に町民の皆さんに選挙で約束したことを明確にやっていると、隠蔽やそしてそこに対する隠秘も含めさまざまな分野があるのかもしれませんが、そこに対して今回は追及いたしません、その問題1つに対しても一緒にやって共有しながら、さまざまないいことも悪いこともまとめてやっていかなければいけないんじゃないかというふうに思います。

この問題に関して、再度町長の認識、きちっとした情報開示をするのかどうか、町政一新ができるのかどうか、確認をさせてください。

○議長（小林祥宏君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

事前通告がありませんので、正確な答弁ができないことはご容赦ください。

まず、3点ほど、山桜の裁判の件、それから弔慰金の支給の遅延の件、それからなかなか保育所内での人事というかあるいは河原井議員がおっしゃるところの児童虐待があるのかどうかという件ですが、いずれにつきましても当初予算と関係のない話でございますので、なかなか今当初予算の修正作業をやっている中で、修正案の提出までにそれらのものを全て解決できるという日程ではないということをご容赦いただきたいというふうに思います。

ただ、いずれの山桜の裁判の件につきましても、弁護士と協議をして、どこまでプレスリリースできるかどうかという案文を練りまして、もう間もなく対応できるのではないかとこのように考えておりますし、また弔慰金の支払い遅延の件につきましても、本日には間に合いませんでしたが、しっかりとしたけじめをするべく、手続を進めているところでございます。

また、なかなか保育所の件に関しましては、その重い言葉を使うに当たって、正確な事実認識なしに、私は言葉を発することができません。それはどちらかの言い分だけで言葉を発することはできません。やはりそういった重い言葉を使うときには、双方の意見を聞いて、間違いのない事実を見つけなければ、その言葉は使えませんので、それを確認するのは1週間とか1カ月とか、そういったところで確認できるものではないですし、場合によっては事実確認のために私が根拠なく人に不利益な処置をすれば、不利益な処置をされた方から裁判だとか、逆の訴えを受けるリスクもあるかと思えます。そういったご事情もご理解いただければ幸いです。

以上で答弁を終わります。

○議長（小林祥宏君） 6番河原井大介君。

○6番（河原井大介君） 先ほども言いましたが、4月26日の段階できちっとこういった形で話が進んでいます。中に入っています。もし議長の許可が要れば音声をオープンすることも可能ですが、証拠として確実なこととして、町として少なくとも認識があったということが事実であることをまずお認めにならないということ、そして調査をするに当たって、まず予算の編成の前のこれは話です。隠秘をしていたことは、前の話です。そこから手づかずにやってきて、今急にきょう、本日朝、早朝に謝罪をしておりましたけれども、それも何だかよくわからないままなんです。そのことについて明確にきちとした上で、しているなら別なんです、そういうわけではない。

いずれにしても、こういった問題に関してきっちりと調査、第三者委員会を設置して調査をし、明確にすることも必要ではないか、少なくとも通報があったということは事実であります。つまり児童虐待防止法の中には、匿名であっても何であっても一度通報があったものに対してはきちっと対応する。そういった市町村のトップリーダーがこういったことに対しては関与しなくてもいいというならば、これは市町村が対応するというよりも、とんでもないことになってしまうということにもなりかねません。そのことは強く確認をしながら、何も無いということが前提としながらも調査をする。そして事実、町としては確認を把握している。先ほども話しましたがけれども、そして人事異動まで町長の指示によってある課長が来て私に話をし、そういうことも含めて何も知らないから、何もわからないから、何も発言しないから、じゃ人事で異動するという私に話をしないじゃないですか。

そのことを含めてその政治、町政一新や情報公開、そして企業誘致、予算編成も含めて私は全力でこの予算編成についても一緒に考えるという約束をしています。もちろん、こういった形の中で、町長の政治姿勢を信用したいと思いますが、でも今のこの状況の中で、しかし今までの総括ができないままでは、なかなか町長に追従していくことができないということでもあります。

いずれにしても、この問題に関しても町長もう話がわかっているんです。把握しているんです。さまざまな地域の方も、そして町長のもとには、何名もの方がこの話についてお願いに上がっているのではないのでしょうか。

そのことも踏まえて、しっかりとした対応をとっていただくとともに、私としてはこういった対応を明確に情報開示、町政一新という選挙公約を守っていただくことを切にお願いしながら、緊急質問を終了させていただきます。

何としてもこの町を守るためによりしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

〔発言する者あり〕

○議長（小林祥宏君） 静粛に願います。

以上で、6番河原井議員の緊急質問を終結いたします。

以上で今臨時会に付議されました議案は全て議了いたしました。

町長挨拶

○議長（小林祥宏君）　ここで、町長より発言を求められておりますので、この際、これを許可いたします。

町長上遠野　修君。

〔町長上遠野　修君登壇〕

○町長（上遠野　修君）　平成29年第3回議会臨時会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本臨時会に提案しました平成29年度城里町各会計予算審議案につきまして、慎重審議をいただきましたが、議員各位にはご理解いただけず、まことに残念であります。

今後は議員諸氏のご理解をいただけますよう再度対応を検討してまいりたいと思います。

また、5月10日の七会診療所の竣工式には、お忙しい中、ご出席をいただきありがとうございました。

6月1日から診療業務も開始され、これにより同一敷地内の七会保健福祉センターと複合し、地域医療、福祉の拠点となってくれるのではないかと願っています。

最後になりますが、議員各位には体調管理には十分注意され、城里町発展のためご尽力くださるようお願い申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。お疲れさまでした。

議長挨拶

○議長（小林祥宏君）　閉会に当たり、一言、ご挨拶申し上げます。

議員各位には、終始熱心なるご審議と議会運営に格別なるご配慮を賜り、感謝申し上げます。

閉会の宣告

○議長（小林祥宏君）　以上をもちまして、平成29年第3回城里町議会臨時会を閉会いたします。

長時間にわたり大変お疲れさまでした。

午後　0時40分閉会